

2022年7月27日

厚生労働大臣 後藤茂之 殿

厚生労働省

雇用環境・均等局雇用機会均等課 御中

雇用環境・均等局在宅労働課 御中

雇用環境・均等局総務課雇用環境政策室 御中

労働基準局安全衛生部計画課 御中

日本出版労働組合連合会（出版労連）
ユニオン出版ネットワーク（出版ネッツ）
日本マスコミ文化情報労組会議（MIC）
フリーランス連絡会
〔連絡先〕 03-3816-2911（出版労連）

フリーランスへの安全配慮義務に関する要望書

日頃の皆様の、労働環境整備ならびにジェンダー平等推進に向けたご尽力に感謝申し上げます。

2022年5月25日、出版ネッツの組合員であるフリーライターAさんが、エステティックサロンを経営する会社に対して、業務委託契約の報酬と、セクシュアルハラスメント（以下、セクハラ）及びパワーハラスメント（以下、パワハラ）による慰謝料の支払いを求めた事件（令和2年（ワ）第17431号）の裁判において、東京地裁は原告らの請求をほぼ認める判決を言い渡しました（*1）。

この判決は、セクハラ・パワハラ行為について、被告代表者（加害者）の不法行為責任のみならず、「実質的には、被告会社の指揮監督の下で被告会社に労務を提供する立場であったものと認められるから、被告会社は、原告に対し、原告がその生命、身体等の安全を確保しつつ労務を提供することができるよう必要な配慮をすべき信義則上の義務を負っていた」として、被告会社の安全配慮義務違反を認めました。労働契約であれば、当然のこととして会社には安全配慮義務が生じます。私たちは、業務委託契約等を結んで働くフリーランスに対しても安全配慮義務があると認めたこの判決を画期的な判決であるにとらえています。これまでにも、一人親方などに対し事故によるけがなど身体的な被害について安全配慮義務違反を認めた裁判例はありましたが、この判決は事故事案からハラスメント事案へと安全配慮義務を負う範囲を広げたという点においても、大きな意義があると考えています。

昨今、映画業界をはじめメディア関連業界では、フリーランスへのセクハラ・パワハラの実態が次々と明るみに出されています。仕事をする中で起きたハラスメントは労働災害です。発注者には、フリーランスの就業中の事故防止対策だけでなく、ハラスメント防止

対策などフリーランスの精神的・心理的安全を確保するための就業環境を整えたり、精神的ケアの取り組み、安全衛生教育・ハラスメント研修の実施などが求められています。

とりわけハラスメントについては、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法等で防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。フリーランスに関しては「望ましい取り組み」にとどまっています。これでは、フリーランスへのハラスメントを防止することはできません。ハラスメントは、起こってからでは被害者の尊厳の回復や健康の回復に大きな困難が伴います。また、会社にとっても大きなリスクを負うこととなります。

については、フリーランスが生命、身体等の安全を確保しつつ業務を履行することができるよう、以下のとおり要望します。

記

- 1 「発注者には、フリーランスがその生命、身体等の安全を確保しつつ業務を履行することができるよう必要な配慮をする義務があること」を周知徹底してください。とりわけ「生命、身体等の安全の確保」には、ハラスメント防止が含まれていることを周知徹底してください。
- 2 メディア関連業界では、所属する事務所やプロダクション等と業務委託契約などを結んでいるが、実際に仕事をする場所は発注元である出版社や印刷会社、放送局、制作会社で、その「派遣先」社員からの指示・命令を受けて働いているフリーランスがたくさんいます。その場合は、労働者派遣法に準じて、直接契約を結んでいる事務所やプロダクションだけでなく、発注元である「派遣先」（仕事をしている）会社にも安全配慮義務があることを周知徹底してください。
- 3 ハラスメント防止に関する具体的な取り組みとして、男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、育児・介護休業法（*2）の指針に示された事業主の雇用管理上の措置義務の対象にフリーランスを加えてください。法律の改正を待たず、このことを企業に周知してください。
- 4 フリーランスがハラスメントを受けた場合、どこに相談すればよいかわからなかったという人が多いです。については、「発注者は、フリーランスとの契約時に、発注者・『派遣先』企業のハラスメントに関する相談窓口の連絡先を知らせること」を義務付けてください。派遣労働者の「モデル就業条件明示書」の「苦情の処理・申し出先」欄を参考に、契約書に相談窓口の連絡先を明示するとより確実に伝わります。中小企業などで相談窓口を設置していない場合は、「フリーランス・トラブル 110 番」などの公的な相談窓口の連絡先を記載することとしてください。
- 5 2022 年 5 月より開かれている「個人事業者等に対する安全衛生対策の在り方に関する検討会」においても、過重労働、メンタルヘルス、健康管理等と並んでハラスメント防止を議題としてください。

以上

(※ 1) フリーライターAさん裁判の判決にあたっての声明

<https://union-nets.org/archives/7282>

(※ 2) 「フリーランス・芸能関係者へのハラスメント実態調査」(日本俳優連合、フリーランス協会、MICフリーランス連絡会が2019年に実施)の「自由記述まとめ」には、フリーランスに対するマタニティハラスメントの事例が多数あがっている。